

# 障がいのある方が 各種手帳で利用できる制度について

## 身体障がい者手帳

視覚、聴覚又は平衡機能、音声、言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸若しくは免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方に対し、その程度により1級から6級まで手帳が交付されます。

## 療育手帳

知的障がい者(児)の方のための手帳です。

障がいの程度が再重度・重度の場合には「A判定」、中度・軽度の場合には、「B判定」の手帳が交付されます。

重度心身障がい者とは、身体障がい者手帳1・2級と、3級の内部障がい、及び療育手帳「A判定」の方が該当となります。

## 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者のための手帳です。程度が1級から3級まであり、居住地の市町村等の窓口で申請・交付となります。

(平成20年10月現在)

心身に障がいのある方は、上記の手帳を受けることで各種制度を利用することが

出来ます。なお、詳細につきましては、

福祉課障がいサービス係(総合保健福祉センター「ゆとろ」内 25 - 2665)

当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado」( 23 - 1917)

にご相談ください。

## < 次の場合は手続きが必要です >

### ● 障がい程度が変化するとき (身体障がい者手帳)

手帳の交付を受けた時と比較して障がい程度が変化したときは、(他の障がいが生じた場合を含む)医師の診断書を添え、手帳の再交付申請をしてください。

### ● 障がい程度が変化した又は次回の判定が指定されたとき (身体・療育手帳)

手帳の交付を受けたときと比較して障がい程度が変化したとき、又は、手帳の交付を受けたときに次回の判定月日が指定された場合は程度の確認のため再判定が必要です。

### ● 手帳の更新が必要とき (精神障がい者保健福祉手帳)

障がい者手帳(保健福祉手帳)の有効期限は2年です。2年ごとに障がいの状態を再認定し、更新します。有効期限の3ヶ月前より申請を受け付けます。

### ● 手帳を紛失・破損したとき

手帳を紛失・破損したときは、再交付申請をしてください。新たな手帳を交付いたします。

### ● 居住地又は氏名が変更になったとき

居住地又は氏名が変更になった際には、居住地(氏名)の変更手続きをしてください。転出した場合は、転出先の市町村内の福祉事務所で転入の手続きをすることになります。

### ● 手帳の返還について

手帳の交付を受けた方が、障がい者でなくなったとき、死亡したときは手帳を返還してください。

お問い合わせ先

福祉課障がいサービス係(総合保健福祉センター「ゆとろ」内 25 - 2665)

または

当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado」( 23 - 1917)

# 目 次

1. 障害者自立支援法等による支援.....	6
(1) 身体障がい者(児)補装具の交付等 .....	6
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係	
(2) 重度障がい者(児)・知的障がい者(児)日常生活用具給付事業 .....	7
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係	
(3) 更正医療(自立支援医療) .....	8
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係	
(4) 精神通院公費(自立支援医療) .....	10
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係	
(5) 育成医療(自立支援医療) .....	10
手続き : 北海道江別保健所	
(6) 障がい福祉サービス .....	10
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係	
(7) 身体障がい者自動車運転免許証取得費補助 .....	11
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係	
(8) 身体障がい者自動車改造費補助 .....	11
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係	

かくしゅてあて  
2. 各種手当について..... 12

とくべつしょう しやてあて  
(1) 特別障がい者手当..... 12

しんせいまどぐち ふくしかしょう がかり  
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係

しょう し ふくしてあて  
(2) 障がい児福祉手当..... 12

しんせいまどぐち ふくしかしょう がかり  
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係

とくべつじどうふようてあて  
(3) 特別児童扶養手当 ..... 13

しんせいまどぐち ふくしかしょう がかり  
申請窓口 : 福祉課障がいサービス係

ぜい げんめん  
3. 税の減免について ..... 14

しょうとくぜい じゅうみんぜい しょう しやこうじょ とくべつしょう しやこうじょ  
(1) 所得税・住民税の障がい者控除、特別障がい者控除..... 14

てつづ どうべつちやうやくばぜいむか また  
手続き : 当別町役場税務課 又は  
こうじょ う ひと きんむさき  
控除を受ける人の勤務先

そうぞくぜい こうじょ  
(2) 相続税の控除 ..... 14

てつづ さっぽろきたぜいむしょ  
手続き : 札幌北税務署

じどうしゃぜい めんじょ じどうしゃしゅとくぜい げんめん  
(3) 自動車税の免除、自動車取得税の減免..... 15

てつづ さっぽろどうぜいじむじょじどうしゃぜいか  
手続き : 札幌道税事務所自動車税課

けいじどうしゃぜい げんめん  
(4) 軽自動車税の減免..... 16

てつづ どうべつちやうやくばぜいむかぜいむがかり  
手続き : 当別町役場税務課税務係

4. 交通料金の割引について..... 17

(1) JR旅客運賃の割引について..... 17

問い合わせ先： JR 料金総合案内(札幌駅)

(2) 航空運賃の割引制度について..... 17

問い合わせ先： 利用する各航空会社

(3) バス料金の割引制度について..... 18

問い合わせ先： 利用する各バス会社

(4) 有料道路通行料金の割引..... 18

申請窓口： 福祉課障がいサービス係

問い合わせ先： JH北海道支社営業部

(5) タクシー料金の割引制度について..... 19

申請窓口： 福祉課障がいサービス係

5. その他の制度..... 20

(1) 重度心身障がい者医療費給付事業..... 20

申請窓口： 福祉課障がいサービス係

(2) 後期高齢者医療制度による障がい認定..... 20

申請窓口： 住民生活課国保年金係

(3) 腎臓機能障がいの方のための交通費補助..... 20

申請窓口： 福祉課障がいサービス係

(4)	しんしんしょう しやふようきょうさいせいど 心身障がい者扶養共済制度	2 1
	しんせいまどぐち ほっかいどうえべつほけんじょ 申請窓口 : 北海道江別保健所	
(5)	せいかつふくし しきんかつけせいど 生活福祉資金貸付制度	2 1
	てつづ どうべつちようしゃかいふくしきょうぎかい 手続き : 当別町社会福祉協議会	
(6)	ちゅうしゃきんしじょがい てきよう 駐車禁止除外の適用	2 2
	てつづ さっぽろきたけいさつしよ 手続き : 札幌北警察署	
(7)	せいかつ ほご しょう しゃかさん 生活保護の障がい者加算	2 3
	しんせいまどぐち ふくしかふくしがかり 申請窓口 : 福祉課福祉係	
(8)	ほうそうじゆしんりよう げんめん NHK放送受信料の減免	2 3
	といあわ さき さっぽろほうそうきょく 問合せ先 : NHK札幌放送局	
(9)	けいたいでんわ きき きほんしやうりようとうわりびき 携帯電話機器の基本使用料等割引	2 3
	といあわ さき かくでんわがいしやえいきようまどぐち 問合せ先 : 各電話会社営業窓口	
6.	た ふくし どう その他の福祉サービス等	2 4
(1)	どうべつちようしやう しやそうごうそうだんしえん ななかまど 当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado」	2 4
(2)	どうべつちようちいきかつどうしえん さと 当別町地域活動支援センター「つくしの郷」	2 4
(3)	どうべつちようちいきほうかつしえん 当別町地域包括支援センター	2 4
(4)	ほうもんかんど 訪問看護ステーション	2 5
(5)	しんたいしやう しやふくしきょうかいどうべつちようぶんかい 身体障がい者福祉協会当別町分会	2 5
(6)	さっぽろきたこうきやうしよくぎやうあんていじよ 札幌市北公共職業安定所	2 5
(7)	しんたいしやう しや ちてきしやう しやそうだんいん 身体障がい者・知的障がい者相談員	2 5

# 1. 障害者自立支援法等による支援

## (1) 身体障がい者(児)補装具の交付等

身体しんたいの失うしなわれた部分ぶぶんや思おもうように動うごかすことことの出来できない身体機能しんたいきのうを補おぎない、日常生活にちじょうせいかつまたは職業生活しよくぎょうせいかつを容易よういにするために、必要ひつような用具ようぐ(補装具ほそうぐ)の交付こうふ及び修理しゅうりをおこないます。

但ただし、交付決定通知書こうふけつていつうちしょの発行はっこうは交付こうふの補装具ほそうぐの種類しゆるいにより、北海道立心身障がい者総合相談所ほっかいどうりつしんしんしょうの判定はんていを必要ひつようとするため、1ヶ月げつから3ヶ月がつていど程度ばあいかかる場合があります。

申請窓口しんせいまどぐち・・・福祉課障がいサービス係ふくしかしやう がかり

労働者災害補償保険法ろうどうしゃさいがいほしょうほけんほうにより年金等ねんきんとうを受給じゅききゆうされている方は、所轄する社会保険事務所かた しゃかつ しゃかいほけんじむじょ

での申請しんせいとなりますので、ご注意くださいちゅうい。

介護保険該当の方かいごほけんがいとう かたの「車椅子くるまいす」、「歩行器ほこうき」、「歩行補助つえほこうほじょ」については、介護保険かいごほけんの利用りようが優先ゆうせんとなりますが、道立心身障がい者総合相談所どうりつしんしんしょうで特に認められた場合しゃそうごうそうだんじょ とく みとには、交付ばあい こうふされます。

自己負担じこふたん・・・世帯せたいの前年ぜんねんの所得等しよとくとうに応じて費用ひようの負担ふたんがあります。

原則1割げんそく わりを負担ふたんすることになりますが、世帯せたいの前年ぜんねんの所得しよとくに応じて

一定いっていの上限じょうげんが設定せっていされます。

補装具の種類ほそうぐ しゆるい(一部抜粋いちぶばっすい)

- ・ 視覚障がいしかくしやう・・・視覚障がい者用安全つえしかくしやう しゃやうあんぜん、義眼ぎがん、眼鏡めがね
- ・ 聴覚障がいちやうかくしやう・・・補聴器ほちやうき
- ・ 肢体不自由したいふじゆう・・・義手ぎしゅ、義足ぎそく、車椅子くるまいす、歩行器ほこうき、座位保持装置ざいほじそうち など

## (2) 重度障がい者(児)・知的障がい者(児)日常生活用具給付事業

心身に重度の障がいのある方に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具を給付します。(障がい内容・程度により用具は異なります。)また、介護保険の受給該当となっている方は、介護保険法から貸与や購入費の支給が行われるために特殊寝台等給付されない種類があります。

自己負担・・・世帯の前年の所得等に応じて費用の負担があります。

原則1割を負担することになりますが、世帯の前年の所得に応じて一定の上限が設定されます。

申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

### 日常生活用具給付等の種類

便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、視覚障がい者用体温計(音声式)、ストマ用装具、点字器、聴覚障がい者用屋内信号装置、火災警報器、自動消火器、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、歩行支援用具、収尿器、人工喉頭、入浴補助用具、ネブライザー、移動用リフト、電気式たん吸引器、居宅生活動作補助用具(小規模な住宅改修)など

(3) 更正医療(自立支援医療)

障がいのある方が治療をすることによって、障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療の給付を行います。

給付内容

障がいの種類	給付内容
視覚	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術など
聴覚	外耳道形成術、鼓膜穿孔手術、人工鼓膜、人工内耳など
音声・言語・租しやく機能	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人口咽頭など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
心臓機能	弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術など
じん臓機能	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など
小腸機能	中心静脈栄養法など
免疫機能	抗HIV療法、免疫調整療法など

自己負担・・・一割自己負担ですが、医療保険上の「世帯」の前年の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されています。

申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

## しょう ねんきん 障がい年金について

しょう しゃてちよう しゅとく かた しょう ていど しょう ねんきん  
障がい者手帳を取得された方には、その障がい程度によって、障がい年金を  
じゅきゆう ばあい  
受給することができる場合があります。

げんそく さいみまん かた しょしんび ねん かげつ けいか せいきゆうけんり はっせい  
原則65歳未満の方で、初診日から1年6カ月を経過しないと請求権利が発生しま  
せんが、こじん びょうじょう こと しょしんび じてん きゆうふ  
個人・病状のケースによっては異なります。また、初診日時点での給付  
ようけん み  
要件も満たしていなければなりません。

しょうさい しょしんび かにゆう ねんきん こくみんねんきん さいまえとう  
詳細については、初診日に加入していた年金が国民年金または20歳前等で  
みかにゆう ばあい じゅうみんかこせきねんきんがかり こうせいねんきん ばあい さっぽろきたしゃかい  
未加入の場合、住民課戸籍年金係( 23 - 2463)、厚生年金の場合、札幌北社会  
ほけんじむしょ と あ  
保険事務所( 011 - 717 - 4112)までお問い合わせください。

せいしんつういんこうひ じりつしえんいりょう  
(4) 精神通院公費(自立支援医療)

せいしんほけんふくしほうだい じょう きてい どうごうしつちょうしょう せいしん さようぶつしつ きゅうせい  
精神保健福祉法第5条に規定されている統合失調症、精神作用物質による急性  
ちゅうどくしょうまた いぞんしょう ちてきしょう せいしんびょうしつ た せいしんしっかん ゆう かた  
中毒症又は、その依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する方  
つういん せいしんいりょう けいぞくてき ひつよう ていど びょうじょう かた たいしゅう  
で、通院による精神医療を継続的に必要とする程度の病状の方が対象となります。

じ こ ふたん ひよう わり ふたん いりょうほけんじょう せたい ぜんねん  
自己負担・・・費用の一角が負担となりますが、医療保険上の「世帯」の前年  
しちょうそんみんぜいしよとくわりがくとう ふたん がく じょうげん せってい  
の市町村民税所得割額等により、負担額に上限が設定されて  
います。

しんせいまどぐち ふくしかしゅう がかり  
申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

いくせいりりょう じりつしえんいりょう  
(5) 育成医療(自立支援医療)

しょう さいみまん かた こうせいりりょう どうよう いりょう きゅうふ う  
障がいのある18歳未満の方については、更正医療と同様の医療の給付が受けら  
れます。

てつづ ほっかいどうえべつほけんじょ えべつしにしきまち  
手続き・・・北海道江別保健所 (江別市錦町 011-383-2111)

しょう ふくし  
(6) 障がい福祉サービス

しょう ていど いっていいいじょう ひと せいかつじょう りょうようじょう ひつよう かいご う  
障がい程度が一定以上の方が、生活上または療養上の必要な介護を受けられ  
ます。

ないりょう  
サービス内容

ほうもんけい じどう たんきにゅうしじょう  
・訪問系サービス(ホームヘルプ・児童デイサービス・短期入所等)

にっちゅうかつどう にゅうしよせつ ひるま かつどう しえん おこな  
・日中活動(入所施設などで昼間の活動を支援するサービスを行います)

きょじゅうしえん にゅうしよせつ す ば おこな  
・居住支援(入所施設などで住まいの場としてのサービスを行います)

じ こ ふたん ひよう わり ふたん しょとく おう じょうげんがく さだ  
自己負担・・・費用の一角が負担となりますが、所得に応じて上限額が定め

られています。また、資産等が一定以下の方には、利用負担の

けいげん てきよう ばあい  
軽減が適用される場合があります。

しんせいまどぐち ふくしかしゅう がかり  
申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

(7) 身体障がい者自動車運転免許証取得費補助

障がい者の自立更生を目的とした、自動車運転免許を取得するために必要な経費を補助します。

対象・・・身体障がい者手帳の交付を受けた方で、障がい程度が4級以上の方。就労等で免許の取得を必要とする方。

補助限度額・・・100,000円

申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

(8) 身体障がい者自動車改造費補助

障がいのある方の社会復帰の促進を目的として、就労等に伴い、障がい者自らが車を所有し運転する場合で自動車改造が必要となる場合の経費について補助します。

対象・・・身体障がい者手帳の交付を受けた方で、障がい程度が4級以上の方。

補助限度額・・・100,000円

申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

## 2. 各種手当について

### (1) 特別障がい者手当

在宅の20歳以上で著しく重度の障がい(障がい基礎年金の1級に該当する障がいを2つ以上お持ちの方、又はそれと同程度の状態にある方)のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(障がいを理由とする公的年金との併給ができます。)

てあてしきゅうがく えん  
手当支給額・・・26,440円

ただ、社会福祉施設に入所している、病院等に3ヶ月を超えて入院している、又は本人等に一定以上の所得がある場合は、支給されません。

しんせいまどぐち ふくし かしょう かかり  
申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

### (2) 障がい児福祉手当

在宅の20歳未満で、重度の障がい(身障手帳1級及び2級の一部、療育手帳A程度)のため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

てあてしきゅうがく えん  
手当支給額・・・14,380円

ただし社会福祉施設に入所している場合、障がいを理由とする公的年金を受給できる場合及び養育者等に一定以上の所得がある場合は支給されません。

しんせいまどぐち ふくし かしょう かかり  
申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

とくべつじどうふようてあて  
(3) 特別児童扶養手当

さいみまん しょう じ しょう き そねんきん きゅうおよ りょういくてちょう ていど  
20歳未満の障がい児(障がい基礎年金の1・2級及び療育手帳A・B程度の  
しょう かんごまた りょういく かた しきゅう  
障がい)を監護又は療育している方に支給されます。

てあてしきゅうがく きゅう えん きゅう えん  
手当支給額・・・1級 50,750円、2級 33,800円

ただ しょう じ しょう りゆう こうてきねんきん じゅきゅう ばあい よういく  
但し障がい児が、障がいを理由とする公的年金を受給できる場合や養育  
しゃとう いっていいじょう しょとく ばあい しきゅう  
者等に一定以上の所得がある場合は支給されません。

しんせいまどぐち ふくし かしょう かかり  
申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

### 3. 税の減免について

心身に障がいを持つ方は、所得税・住民税の控除、相続税の軽減等の税制上の措置が受けられる場合があります。

#### (1) 所得税・住民税の障がい者控除、特別障がい者控除(カッコ内は特別障がい者控除の金額)

本人が障がい者手帳をお持ちの時の障がい者控除(1、2級の方は特別障がい者控除)

所得税・・・27万円(40万円)

住民税・・・26万円(30万円)

障がい者手帳をお持ちの方を扶養しているときの障がい者控除(1人当たり)

所得税・・・27万円(40万円)

住民税・・・26万円(30万円)

配偶者及び扶養者が障がい者手帳をお持ちの方と同居しているときの配偶

者控除及び扶養控除

所得税・・・35万円(40万円)

住民税・・・23万円(30万円)を加算して、所得金額から差し引かれます。

手続き・問合せ先・・・当別町役場税務課 又は 控除を受ける人の勤務先

#### (2) 相続税の控除

相続人が心身障がい者のときは、70歳に達するまでの年数1年につき、6万円

(特別障がい者のときは12万円)が控除されます。

手続き・問合せ先・・・札幌北税務署

(3) 自動車税の免除、自動車取得税の減免

身体障がい者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合(手帳をお持ちの方・車の所有者・運転者が同一のとき。)

必要書類等・・・身体障がい者手帳、運転免許証、自動車検査証、印鑑

-1 手帳をお持ちの方と生計を一にする方が車を所有し、手帳をお持ちの方が自ら運転、又は、生計を一にする方が手帳をお持ちの方のために運転する場合。

-2 手帳をお持ちの方が車を所有し、生計を一にする方が手帳をお持ちの方のために運転する場合

必要書類・・・身体障がい者手帳、運転免許証、自動車検査証、印鑑、生計を一にしていることの証明となる書類(家族全員の住民票)、障がいのある方のために使用していることを証明する書類(通院、通勤、通園、通学証明書等) 週1回以上で月4回以上継続して使用していることが条件です。)

障がい程度の範囲等級(普通自動車の場合)

- ・上肢障がい・・・1～3級
- ・下肢障がい・・・1～6級
- ・体幹障がい・・・1～3級、5級
- ・視覚障がい・・・1～3級、4級の1
- ・聴覚障がい・・・2級・3級
- ・平衡機能障がい・・・3・5級
- ・心臓機能障がい・・・1・3・4級
- ・腎臓機能障がい・・・1・3・4級
- ・呼吸器機能障がい・・・1・3・4級
- ・膀胱・直腸機能障がい・・・1・3・4級
- ・小腸機能障がい・・・1・3・4級

めんえきふぜん めんえききのう しょう きゅう  
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい…1～4級

おんせいきのうしやう きゅう いんとうてきしゆつ ばあい  
・音声機能障がい…3級(咽頭摘出の場合のみ)

りやういくてちやう  
・療育手帳 A・B

にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびやうへん じやうしきのうしやう きゅう  
・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい…1～3級

にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびやうへん いどうきのうしやう きゅう  
・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい…1～6級

てつづ といあわ さき  
手続き・問合せ先

さっぽろどうぜいじむしょ じどうしゃぜいか じどうしゃぜいだい かかり  
札幌道税事務所 自動車税課 自動車税第2係

さっぽろしきたくきた じやうにし ちやうめ ないせん  
札幌市北区北22条西2丁目 011-746-1191(内線 321・322)

#### (4) けいじどうしゃぜい げんめん 軽自動車税の減免

けいじどうしゃ てちやう も かた くるま しよゆう  
軽自動車・バイクについては、手帳をお持ちの方が車を所有していることなど、  
じどうしゃぜい げんめん ないよう こと しやうさい か き と あ  
自動車税の減免とは内容が異なりますので、詳細は下記までお問い合わせくださ  
い。

てつづ といあわ さき とうべつちやうやくばぜいむ かぜいむ かかり  
手続き・問合せ先…当別町役場税務課税務係 23 2332

## 4. 交通料金の割引について

### (1) JR旅客運賃の割引について

身体障がい者手帳「第1種」、療育手帳の「A」判定をお持ちの方で、介護者が付き添ってJRを利用される場合、普通乗車券・定期券・回数券・急行券について、本人と介護者の両名分が半額になります。(この場合、距離の制限はありません。)

身体障がい者手帳「第1種」・「第2種」の記載のある方、療育手帳の「A」・「B」判定の記載のある方が単独で100kmを超えて乗車する場合、普通乗車券が半額になります。

12歳未満の身体障がい者手帳「第2種」・療育手帳「B」判定の介護者は、定期券が半額になります。

手続き・・・JR窓口へ身体障がい者手帳を提示により購入

問合せ先・・・JR料金総合案内(札幌駅) 011-222-7111

### (2) 航空運賃の割引制度について

身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの全ての方は、航空運賃の割引が受けられます。(ただし、対象外会社もあります。割引額は、各航空運送事業者が設定しています。)

身体障がい者手帳「第1種」、療育手帳「A」判定の記載がある方(12歳以上)は、本人及び介護者が普通大人片道航空運賃の割引が受けられます。

手続き・・・購入及び搭乗手続きの際、各種手帳を提示

問合せ先・・・利用する各航空会社

### (3) バス料金の割引制度について

民間の路線バス(北海道中央バス、JR北海道バスなど)

対象者…身体障がい者手帳をお持ちの全ての方

療育手帳をお持ちの全ての方

割引率…普通運賃が半額

介護人を要する場合は、本人と介護者が、料金半額の適用を受けられる

場合があります。

手続き…料金支払い時に手帳を提示してください。

問合せ先…利用する各バス会社

#### 当別町ふれあいバス

対象者…身体障がい者手帳をお持ちの全ての方

療育手帳をお持ちの全ての方

精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの全ての方

割引率…普通運賃が半額(介護人1名を含む)

手続き…料金支払い時に手帳を提示してください。

問合せ先…当別町役場企画課企画振興係 23 - 3042

### (4) 有料道路通行料金の割引

手帳をお持ちの方が自ら運転する場合、生計を共にする家族の方が

身体障がい者手帳に「第1種」の記載、または療育手帳に「A判定」の記載があ

る方を乗せて有料道路(高速道路)を利用する場合に割引されます。ただし、

営業用の自動車は除外されます。

割引有効期間…原則、申請日より2回目の誕生日まで。割引有効期間(2

年間)の満了日の2ヶ月前から更新することができます。

わりびきりつ わり  
割引率・・・5割

ひつようしよるい うんでんめんきょしょう しんたいしよ うしやてちよう じどうしゃけんさしよ  
必要書類・・・ 運転免許証 身体障がい者手帳 自動車検査証(ETC)

りよう ばあい ひつようしよるい か と  
をご利用の場合は必要書類が変わってきますので、お問い  
あ  
合わせください。)

てつづ ぶくし かしよ う がかり  
手続き・・・福祉課障がいサービス係

せいど といあわ さき にほん どうろこうだん ほっかいどうししやえいぎょうぶえいぎょうか  
制度についての問合せ先・・・日本道路公団北海道支社営業部営業課

011 - 896 - 5211

#### (5) タクシー料金の割引制度について

しんたいしよ う しやてちよう りよういくてちよう も かた りようきん わりびき  
身体障がい者手帳、療育手帳をお持ちの方はタクシー料金が10%割引になり

わりびき ぜんこく がいしや  
ます。この割引は、全国のタクシー会社で利用できます。

てつづ りよう さい てちよう ていじ  
手続き・・・タクシーご利用の際に、手帳を提示して下さい。

## 5. その他の制度

### (1) 重度心身障がい者医療費給付事業

身体障がい者手帳1級・2級と、3級の内部障がい(心臓・じん臓若しくは呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいに限る)の方、療育手帳A判定を受けている方、または精神障がい者保健福祉手帳1級の方に対して医療費(保険適用分)の助成をしています(精神障がい者の方は入院医療は助成対象外)。

また、家計の中心者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている場合、障がいの内容により妻と子がひとり親家庭等医療費給付事業の助成対象となる場合があります。

なお、本人または扶養義務者等の所得状況により支給されない場合があります。

申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

### (2) 後期高齢者医療制度による障がい認定

65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方は、申請をすることにより後期高齢者医療制度被保険者証が交付されます。

対象・・・身体障がい者手帳1～3級(音声・言語・租しゃく機能及び下肢障がいについては4級も該当)、または療育手帳A・B判定、または精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、または障がい基礎年金1・2級相当の方

申請窓口・・・住民生活課国保年金係

### (3) 腎臓機能障がいの方のための交通費補助

人工透析を受ける必要のある腎臓機能障がいの方が町外医療機関へ通院される場合、交通費の一部助成が受けられます。(但し、所得や通院距離に応じて助成額が異なります。)

申請窓口・・・福祉課障がいサービス係

#### (4) 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が一定額の掛金を納付することにより、保護者が万が一死亡したり重度障がいになった場合に、残された障がいのある方に対し年金が支給されます。障がいのある方の将来に対し保護者の不安の軽減等を図ることを目的とした制度です。

対象・・・身体障がい者手帳1～3級又は療育手帳A・B判定の障がい者

(児)を扶養している保護者

年金・・・2万円(1人2口、4万円まで加入できます。)

掛金・・・加入時の年齢により、3,500～13,300円(低所得世帯には

掛金の減免があります。)

申請窓口・・・北海道江別保健所(江別市錦町 011-383-2111)

#### (5) 生活福祉資金貸付制度

障がいのある方が、安心して地域・在宅で生活し、自立や社会参加をすすめるために必要な資金を貸付する制度です。原則として連帯保証人が必要となります。但し、他の公的貸付制度等を受けることが可能な場合は、その制度が優先になります。

手続き・・・当別町社会福祉協議会

(当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内 22-2301)

貸付資金の種類と限度額等

資金種類	貸付限度額	据置	償還	利率	
更生資金	生業費	460万円以内	18ヶ月	9年以内	3%
	技能習得費	130万円以内	6ヶ月以内	8年以内	
福祉資金	福祉費	50万円以内	6ヶ月以内	3年以内	3%
	障害者福祉用具購入費	120万円以内		6年以内	
	障害者自動車購入費	200万円以内		10年以内	
	中国残留邦人等国民年金追納費	470万4千円以内			
住宅資金	250万円以内	6ヶ月以内	7年以内	3%	
療養・介護等資金	170万円以内	6ヶ月以内	5年以内	無利率	

貸付対象となる世帯の年間収入の目安

世帯人員	年間世帯収入	
1人世帯	360万円程度まで	世帯収入は、世帯主及び配偶者のみの収入合計とし、勤労者世帯は年間収入から税金や社会保険料を差し引いた額、自営業世帯は売上から仕入れ等諸経費を差し引いた額とします。
2人世帯	420万円程度まで	
3人世帯	480万円程度まで	
4人世帯	540万円程度まで	
5人世帯	600万円程度まで	
6人世帯	660万円程度まで	
7人世帯	720万円程度まで	
8人世帯	780万円程度まで	
以下一人当たり加算額	60万円	

(6) 駐車禁止除外の適用

身体障がい者手帳等をお持ちの方で、下記に該当する場合には、公安委員会から駐車禁止除外の本人特定標章の交付を受けることができます。

対象

障がいの種類	該当級	障がいの種類	該当級
上肢	1級～2級の2	下肢	1級～3級の1
体幹機能	1～3級	平衡機能	3級
視覚	1級～4級の1	聴覚	2級及び3級
膀胱・直腸・小腸	1級及び3級	心臓・腎臓・呼吸器	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1～3級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢・移動機能		1級及び3級	
療育手帳	A判定	精神障がい者 保健福祉手帳	1級

必要書類・・・各種手帳、印鑑、旧標章(お持ちの方)

介護人が申請の場合は、上記のほかに申立書、続柄を証明する書面などが必要になります。

手続き・問い合わせ先・・・札幌北警察署

011-727-0110

## (7) 生活保護の障がい者加算

生活保護を既に受給している方のうち、障がいの原因となった疾病について、初めて医師の診療を受けてから1年6か月以上過ぎている方で、身体障がい者手帳1～3級、又は精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、又は障がい基礎年金1・2級相当の方は、障がい者加算がつくことがあります。

必要書類…各種手帳

申請窓口…福祉課福祉係

## (8) NHK放送受信料の減免

対象者…身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、視覚障がい、聴覚障がい、重度の身体障がい(1・2級のみ)、又は重度の知的障がい(療育手帳A判定)、重度精神障がい(精神保健福祉手帳1級)をお持ちの方で、本人が契約者でかつ世帯主の場合。

身体障がい者手帳・精神障がい者手帳をお持ちの方、知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

割引率…受信料の半額免除

受信料の全額免除

問合せ先…NHK札幌放送局 (札幌営業)

011-232-4021

## (9) 携帯電話機器の基本使用料等割引

対象者…身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。

問合せ先…各電話会社営業窓口

## 6. その他の福祉サービス等

### (1) 当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado」 23 - 1917

障がいのある方たちが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、障がいの種別や年齢を問わず相談を受け、より良い生活のためのお手伝いをします。

対象…町内在住の障がいのある方、ご家族の方など

障がいの種別・年齢などは問いません。お気軽にご相談ください。

利用料…無料

申請窓口…当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado」

23 - 1917 (24時間対応)

### (2) 当別町地域活動支援センター「つくしの郷」

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者の方に、創作的活動、社会との交流の促進等を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、余暇的事業を行っています。

また、同法人は「交流センターつくし家」、「グループホームつくし」の運営も行っていきます。

問い合わせ先…NPO法人 まちの森 22 - 2685

### (3) 当別町地域包括支援センター

在宅の高齢者を対象に相談を受け、各種サービスの紹介や調整等、総合的に支援しています。( 25 - 5152 )

(4) 訪問看護ステーション

医師の指示を受けた看護師が、お宅に訪問し日常生活の看護や介護についての相談、リハビリテーションについての助言・支援等を行います。

健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、利用料金の自己負担があります。

問い合わせ先・・・当別訪問看護ステーション 25 - 2150

勤医協訪問看護ステーションとうべつ 23 - 0453

(5) 身体障がい者福祉協会当別町分会

身体に障がいのある方々が親睦と福祉の向上を図るため、障がい者福祉に関する情報の周知、各種研修会、レクリレーション等を行っています。

社会福祉協議会内( 25 - 2301)

(6) 札幌市北公共職業安定所

障がいのある方が就職に際し技術を身につけるための職業訓練機関の案内及び就労のお手伝いをします。

(札幌市東区北16条東4丁目 011-743-8609)

(7) 身体障がい者・知的障がい者相談員

北海道から委嘱された相談員が、障がいのある方や保護者の福祉に関する相談を受けています(秘密は守られます)。

身近な相談員の連絡先は、

当別町福祉課障がいサービス係(当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内

25 - 2665)までお問い合わせください。

かくたんとう れんらくさき  
<各担当の連絡先>

ふくし かしょう がかり 福祉課障がいサービス係	25 - 2665
とうべつちようしやう しやそうごうそうだんしえん 当別町障がい者総合相談支援センター	
「ななかまど nanakamado」	23 - 1917
とうべつちようちいきかつどうしえん 当別町地域活動支援センター	
「つくしの郷」	22 - 2685
ふくし かふくしがかり 福祉課福祉係	23 - 3019
ふくし かほけん がかり 福祉課保健サービス係	23 - 2346
ふくし かいご がかり 福祉課介護サービス係	23 - 3029
こそだ すいしんか がかり 子育て推進課こども係	23 - 3024
こそだ すいしんかこそだ しえんがかり 子育て推進課子育て支援係	25 - 2658
とうべつちようちいきほうかつしえん 当別町地域包括支援センター	25 - 5152
とうべつちようしゃかいふくしきょうぎかい 当別町社会福祉協議会	22 - 2301